

不利益処分の処分基準

処 分 名	風景づくり団体の認定の取消し		
根拠例規及び条項	多治見市美しい風景づくり条例(平成 13 年条例第 10 号)第 8 条第 3 項		
所 管 部 課 名	都市計画部 都市政策課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市美しい風景づくり条例施行規則(平成 13 年規則第 50 号)第 3 条、第 6 条	
	基 準	風景づくり条例第 8 条第 1 項の規定に該当しなくなったとき。	
	設定年月日	平成 13 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			